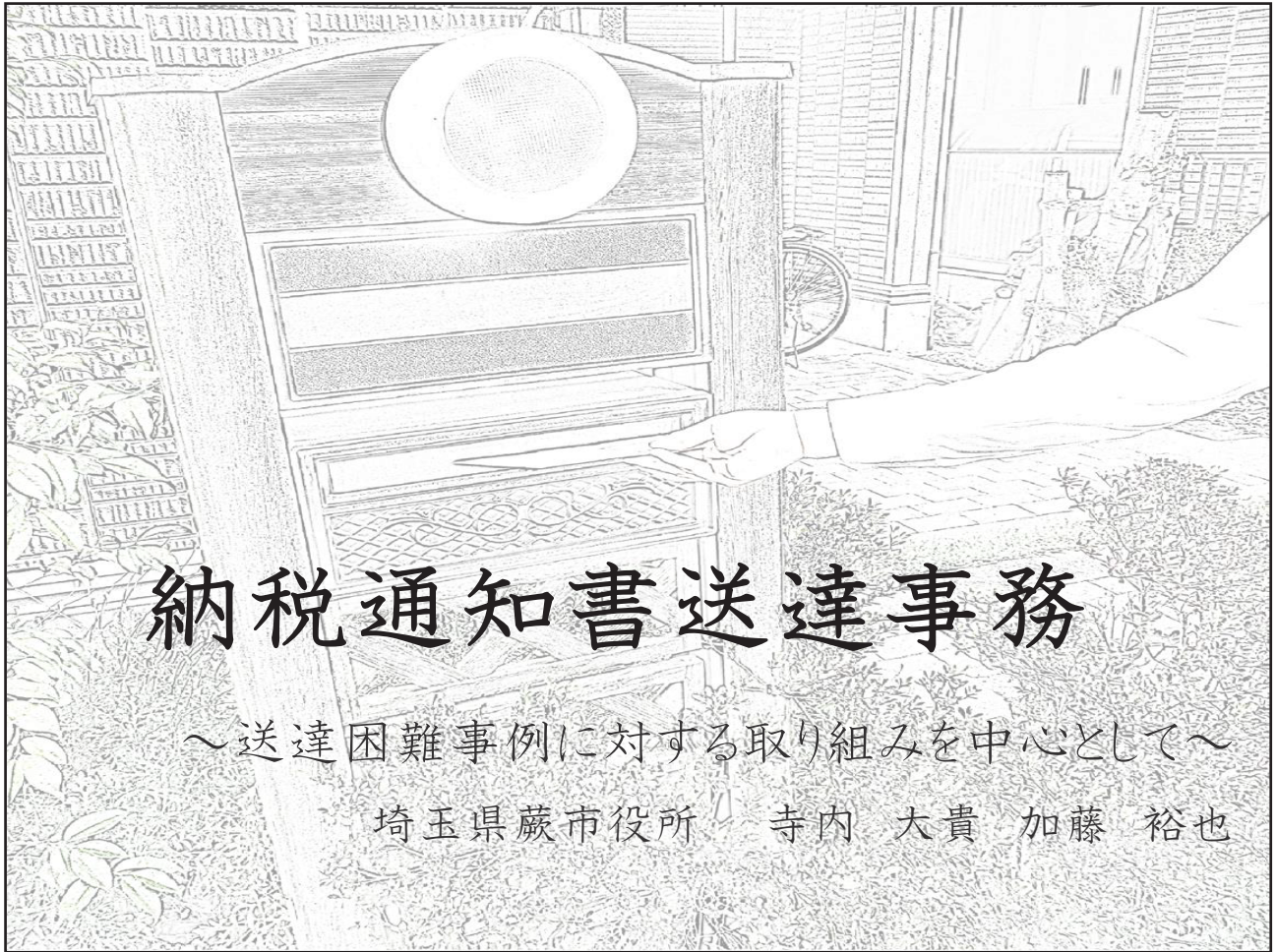

納税通知書送達事務

～送達困難事例に対する取組みを中心として～

埼玉県蕨市税務課固定資産税係

主事 寺内 大貴 氏

主事補 加藤 裕也 氏

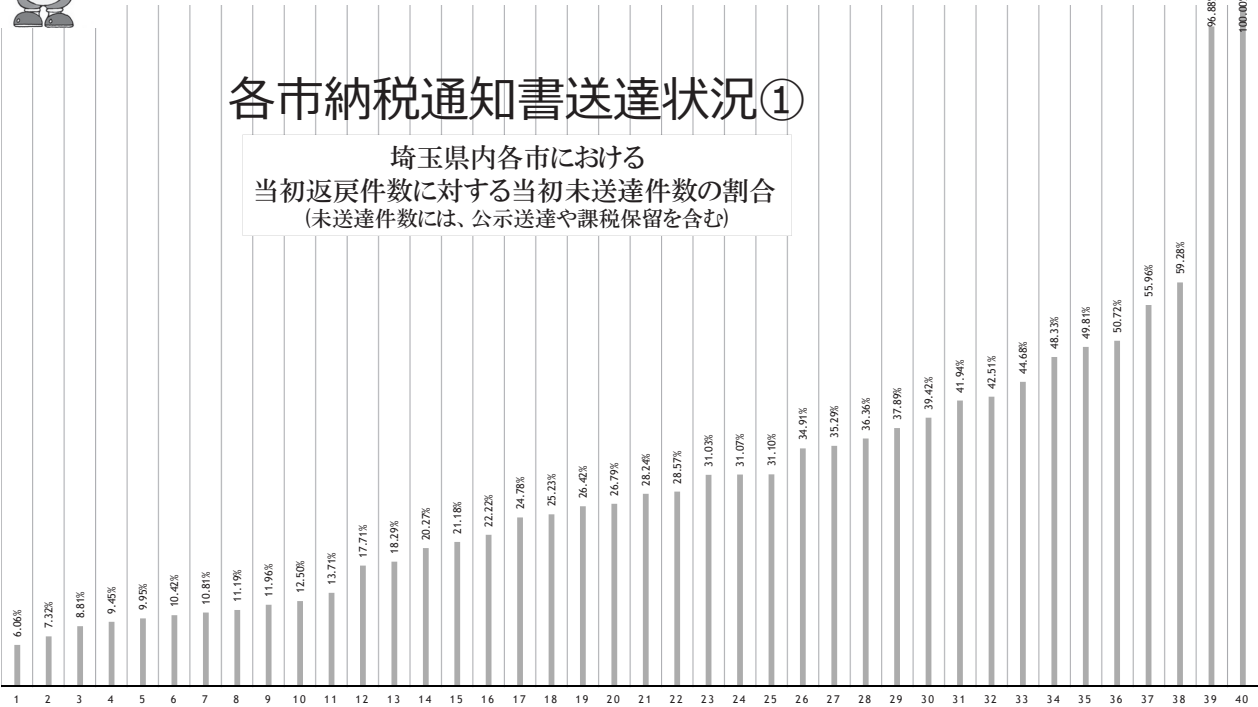


納税通知書送達事務を疎かにしていませんか？



各市納税通知書送達状況①

埼玉県内各市における
当初返戻件数に対する当初未送達件数の割合
(未送達件数には、公示送達や課税保留を含む)



各市納税通知書送達状況②

- ・埼玉県内各市における送達困難件数

・・・ 1 8 0 4 件

- ・未送達が及ぼす影響とは

- ①. 税本来の公平性の欠如
- ②. 税不払いによる税収低下
- ③. 資産を所有しているという意識の薄れ





各市納税通知書送達状況③

・送達困難の要因

* 時代の変化に伴う返戻理由の多様化

- 外国人による需要の増加
- 相続登記未了物件の増加

* 各自治体職員のノウハウ不足



納税通知書送達事務(一般)



○机上調査

①.住民基本台帳異動調査

→本人及び世帯の確認、生死の有無の確認

②.インターネットによる調査

→企業ホームページ、法人番号公表サイトの調査等

③.住所照会（戸籍照会及び住民票照会）

→他自治体に対する住所照会（戸籍照会及び住民票照会）

○現地調査

→納税義務者が所有している物件の現地調査



納税通知書送達事務(蕨市)



- 法務局調査
→登記申請書の添付書類の閲覧、法人登記照会
- 地方税法第353条に基づく調査(質問検査権)
→司法書士や仲介業者、管理会社等に対する照会
- 現地調査の強化
→物件調査や住所地調査及び近隣住民に対する聴取



納税通知書送達事例①

【所有者情報】

氏 名:蕨 太郎(仮名)

登記住所:蕨市中央〇-〇-〇

所有物件:土地、建物(平成15年築)

※1 住基:タイ王国バンコク〇-〇(世帯全員)

※2 物件:常時不在(居住形跡なし)



納税通知書送達事例①(概要)

5月7日

- ①.物件現地調査 → 現地不在。庭の手入れがなされていることから、誰かが管理しているように思えた。

5月7日

- ②.近隣住民聴取 → 隣地住民に聞き取り。遠方に住む父方の両親が時折、掃除しに訪れるという情報等、様々な情報が得られた。

5月7日 ⇨ 5月14日

- ③.住所照会 → 父方の両親に的を絞って、住所照会。両親の住所が高知県であることが判明した。

5月14日 ⇨ 5月20日

- ④.親族文書送付 → 遠方である為、電話を促す文書を送付。文書に対して反応を頂いたため、納税管理人の説明をした所、了承を得ることが出来た。後日、届出を郵送していただき、送達へ。

所有者情報

氏名: 藤 太郎(仮名)

登記住所: 藤市中央〇-〇-〇

所有物件: 土地・建物(平成15年築)

※1 住基: タイ王国バンコク(世帯全員)

※2 物件: 常時不在(居住形跡なし)



納税通知書送達事例①(要点)

◎近隣住民に対する聞き取り調査

⇒ 親族を絞った住所照会

⇒ 電話を促す文書の送付



納税通知書送達事例②

【所有者情報】

氏 名：ジョン・スミス(仮名)

登記住所：アメリカ合衆国ユタ州〇市〇通り〇番

所有物件：土地、建物(新築住宅)

※1 住基：手がかりなし

※2 物件：常時不在(居住形跡あり)



納税通知書送達事例②(概要)

5月7日

- ①.法務局調査 → 法務局へ調査に伺う。登記申請書の添付書類を閲覧し、仲介業者Aが判明した。

5月8日

- ②.電話照会調査 → 仲介業者Aに対して、電話照会をしたが疑いの目を向けられ、回答不可であった。

5月8日 ⇨ 5月16日

- ③.現地調査(1) → 仲介業者Aに対して、照会文書及び地方税法を持参し訪問。日本に居住する兄が判明した。

5月17日

- ④.現地調査(2) → 兄住所地へ赴き、現地にて接見。納税管理人の説明をし、了承を頂いた。後日納税管理人届出を提出頂き、送達へ。

所有者情報

氏 名：ジョン・スミス(仮名)

登記住所：アメリカ合衆国ユタ州

所有物件：土地・建物(新築住宅)

※1 住基：手がかりなし

※2 物件：常時不在(居住形跡あり)



納税通知書送達事例②(要点)

◎法務局における添付書類の閲覧

◎積極的な現地調査

➤→仲介業者Aに訪問

➤→親族の兄と接見



納税通知書送達事例③

【所有者情報】

氏名:(株)蕨商事(仮名)

登記住所:東京都豊島区東池袋〇-〇-〇

所有物件:土地、建物(平成22年築)

※1 WEB:手がかりなし

※2 物件:所有者(A)≠物件居住者(B)

(BからAに売買され、現在もBが居住している模様)



納税通知書送達事例③(概要)

5月7日

- ①.物件現地調査(1) → 外観から推察し、Bの居住実態はある模様。しかし、チャイムを押しても応答はなかった。

5月7日

- ②.近隣住民聴取 → 隣地住民に伺うと、Bは平日休日問わず早朝に外出し、深夜遅くまで帰宅しないとの情報提供があった。

5月8日

- ③.法務局調査 → 所有者Aの物件に対する登記申請書の添付書類を閲覧し、代表取締役と司法書士の情報が判明した。

5月9日 ⇨ 5月15日

- ④.住所照会 → 所有者Aにおける代表取締役の住所地について、住民票を照会。後に、把握している住所地と同一であることが判明した。

所有者情報

氏名: (株) 蕨商事(仮名)
登記住所: 東京都豊島区東池袋
所有物件: 土地・建物(平成22年築)
※1 WEB: 手がかりなし
※2 物件: 所有者 ≠ 物件居住者



納税通知書送達事例③(概要)

5月10日

- ⑤.法人住所地調査 → 法人住所地へ調査。現地に法人の痕跡はなく、住宅が建っていた。居住者に聴取すると身に覚えがないとのことだった。

5月16日

- ⑥.法人代表住所地調査 → 代表取締役住所地へ調査。住所地は分譲マンションであり、部屋番号不明の為、居住の実態は掴めなかった。

5月17日

- ⑦.電話照会等調査 → 司法書士に対して電話照会をしたが、回答拒否。また、文書による照会もしたが回答はなかった。

5月17日～21日

- ⑧.物件現地調査(2) → 繰り返し、物件現地へ足を運ぶ。時折、在宅が確認できたが、接見できず。納税通知書の送達期限を迎えたことから、当初未送達へ。

所有者情報

氏名: (株) 蕨商事(仮名)
登記住所: 東京都豊島区東池袋
所有物件: 土地・建物(平成22年築)
※1 WEB: 手がかりなし
※2 物件: 所有者 ≠ 物件居住者



納税通知書送達事例③(要点)

◎非協力的な関係者の存在

- ➡司法書士による回答拒否
- ➡物件居住者による対応拒絶

◎実態が無い架空法人の存在



納税通知書送達事務にかかる問題点

- ・文書による住所照会
→照会から回答までに時間を要する
- ・海外居住者による物件購入
→売買等における登記申請の際、管理人の選任がなされない
- ・相続人不存在時における対応
→相続財産管理人の選任手続きが煩雑である
- ・登記手続きにおけるマイナンバー未導入
→住所変更や死亡等における送達先の把握に時間を要する



納税通知書送達事務(他市)

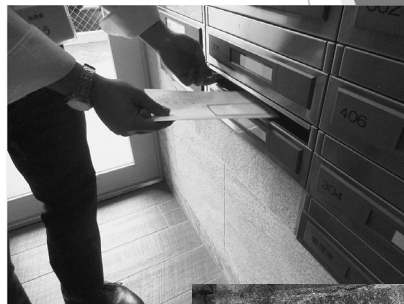


- ・ 郵便局への追跡
→最新の現地状況の把握を図る。
- ・ ワンストップサービス
→自治体内部の連携を強化し、手続き漏れの削減を図る。
- ・ 海外への納税通知書の送達(E M S)
→海外住所の納税義務者に対して、E M S(国際スピード郵便)を通じ送達を図る。



おわりに

- ▶ 送達事務の大切さ
- ▶ 他自治体における事務の把握
- ▶ 時代の変化に対応する順応性





[メモ]